

平成 28 年 度

主要施策の概要

平成 28 年 4 月

石川県警察本部

目 次

はじめに	1
第1 石川県警察の現勢	2
1 組織機構	2
2 人員	3
3 機動力	3
第2 平成28年石川県警察運営の指針及び重点目標	4
第3 重点目標に基づく主要施策の概要	5
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	5
(1) JR金沢駅周辺、観光地等における雑踏・交通混雑対策の推進	5
(2) 新幹線を利用した各種犯罪の抑止対策と徹底検挙	6
(3) 訪日外国人等への適切な対応	7
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	8
(1) 安全安心まちづくりの推進	9
(2) 総合的なサイバー犯罪対策の推進	9
(3) 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	10
(4) 適正な許可等業務の推進	11
(5) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進	11
(6) 初動警察刷新強化の取組の定着化	12
3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進	13
(1) 人身安全関連事案への的確な対処	14
(2) 子供・女性・高齢者安全対策の推進	14
(3) 少年非行防止総合対策の推進	15
(4) 少年保護総合対策の推進	15
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	17
(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	17
(2) 特殊詐欺を始めとした知能犯罪等の徹底検挙	18
(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	18
(4) 捜査力の強化	19
5 交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現	21
(1) 交通事故防止対策等の推進	22
(2) 安全で快適な交通環境の整備	26
6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	28
(1) 多様化する脅威への対応	28
(2) 緊急事態対策の推進	29
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	30
(1) 警察力の充実強化	30
(2) 高い規律と士気を有する職場環境の確立	31
(3) 県民の立場に立った警察活動の推進	32
第4 警察予算	34
1 警察費の概要	34
2 主要事業	34
3 平成28年度実質当初予算警察本部主要事業の概要	36

はじめに

県内の治安情勢は、近年、刑法犯認知件数が戦後最悪を記録した平成15年の半数以下で推移し、交通事故発生件数及び負傷者数も減少傾向にあるなど、治安の改善がみられる。

しかしながら、平成27年3月の北陸新幹線金沢開業後、交流人口の拡大等により、県内の社会情勢が変化している中、暴力団関係者等による殺人・死体遺棄事件やコンビニエンスストアを狙った強盗事件が発生するとともに、ストーカー・DV事案認知件数が高水準で推移しているほか、特殊詐欺が増加傾向にあり、交通死亡事故も後を絶たないなど、県民の生活を脅かす犯罪や事故が日々発生している。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪が発生するなど、サイバー空間における脅威が深刻化しているほか、平成28年は我が国で主要国首脳会議(伊勢志摩サミット)等が開催されることから、これらを狙ったテロ等の発生も懸念される。

一方、警察組織は、大量退職・大量採用の影響により、組織の人的構成が変化していることから、引き続き真に警察官たるにふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、若手警察職員の早期戦力化を図るほか、女性の力を一層活用し、警察力を質的に強化する必要がある。

このため、治安情勢や社会情勢の質的な変化に伴う治安課題を予測し、組織的・計画的に諸対策を進めることはもとより、地域住民、関係機関・団体等地域社会と一体となった取組を一層強化する必要がある。

また、県民の信頼に応えるためには、職員が高い士気と厳正な規律を保持するとともに、積極的かつ的確に職務に邁進し、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立する必要がある。

よって、平成28年石川県警察運営の指針を、

「県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全で安心して暮らせる石川の実現～」

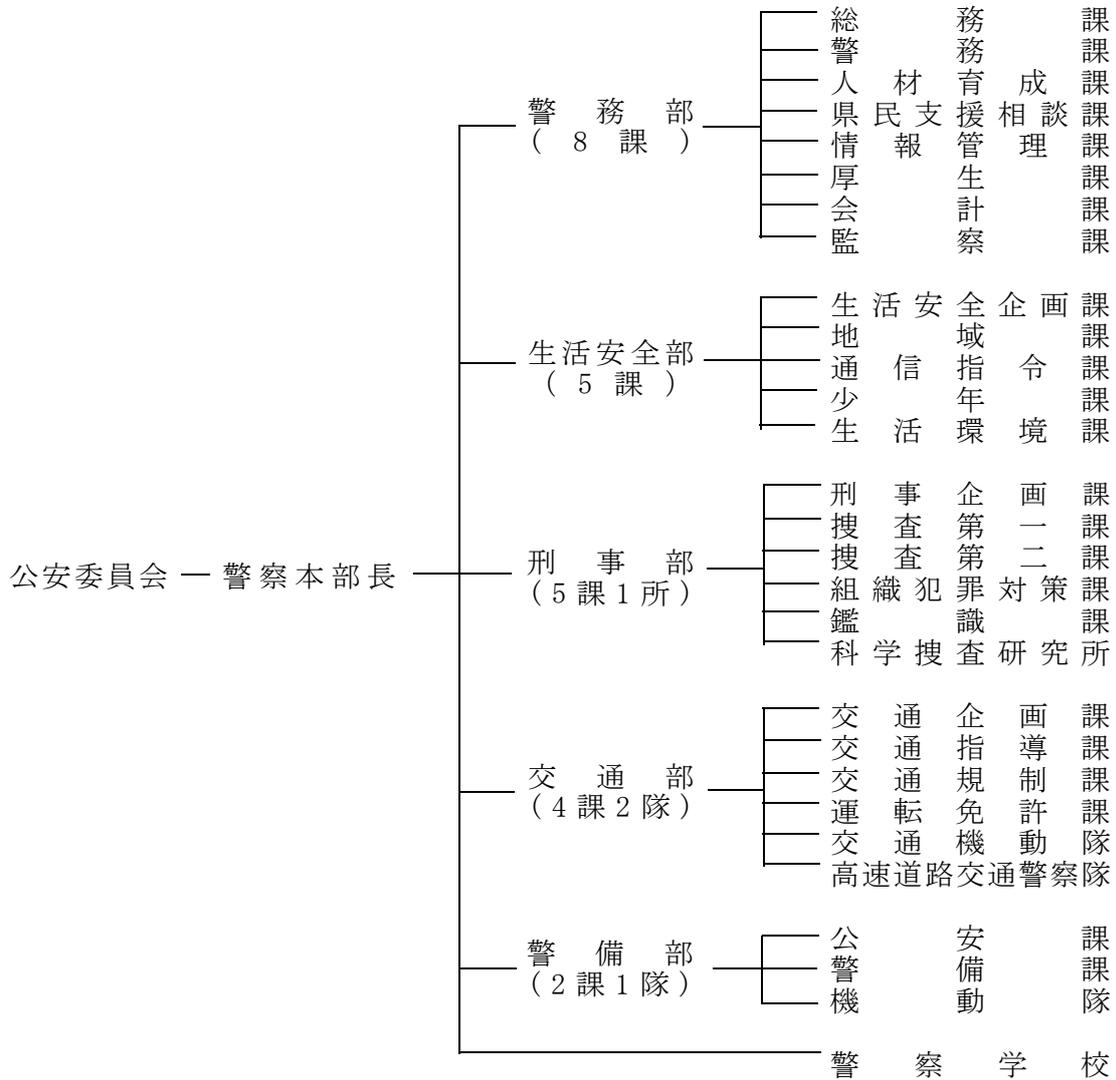
としたものである。

第1 石川県警察の現勢

1 組織機構

(1) 警察本部

(平成28年4月1日現在)



(2) 警察署

(平成28年4月1日現在)

署別	金沢中	金沢東	金沢西	大聖寺	小松	寺井	白山	津幡	羽咋	七尾	輪島	珠洲	12署計
交番	16	12	8	4	5	3	6	4	2	3	2		65
駐在所	3	2	1	8	9	4	13	5	16	17	14(1)	17	109(1)
空港警備派出所					1						1		2
検問所				1									1
合計	19	14	9	13	15	7	19	9	18	20	17(1)	17	177(1)

注：() は、外数で、季節駐在所（舳倉島）を示す。

2 人員

警察法第55条以下の定めにより、次のとおり職員を置いている。

- 警察法第57条に定める地方警務官は、8人
- 警察法第57条及び石川県警察職員定数条例に定める地方警察職員は、警察官1,969人及びその他の職員379人（計2,348人）

【警察職員定数の推移】

（各年4月1日現在）

区 分	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28
警 察 官	1,919	1,919	1,930	1,930	1,930	1,942	1,951	1,951	1,960	1,969
増 減	+10	0	+11	0	0	+12	+9	0	+9	+9
そ の 他 の 職 員	367	362	355	349	343	337	332	329	327	327
増 減	-5	-5	-7	-6	-6	-6	-5	-3	-2	0
計	2,286	2,281	2,285	2,279	2,273	2,279	2,283	2,280	2,287	2,296
増 減	+5	-5	+4	-6	-6	+6	+4	-3	+7	+9

注1：警察官は条例定数、その他の職員は予算定数である。

注2：平成25年の警察官定数は5月16日現在である。

3 機動力（平成28年4月1日現在）

(1) 航空機（ヘリコプター「いぬわし」）

機 種	川崎重工業社製 BK117型	
性 能	巡 航 速 度	200km/h
	航 続 距 離	約 400km
	航 続 時 間	約 2.0時間
	最 大 全 備 重 量	3,350kg
	座 席 数	最大 10席
配 備 年 月 日	平成 11 年 3 月 18 日	

生活安全部地域課 航空隊所在地 金沢市湊1丁目55番20号

(2) 船舶

船 名	配置先	概 要					
		配置年月	定員	船 質	船 型	長 さ (m)	総トン数 (トン)
いしかわ	七 尾	平16.2	11	アルミ合金	V 型	18.20	20

(3) 車両

車 種 別		保 有 台 数	
四 輪 車	パ ト カ ー	警 ら 用	34
		小 型 警 ら 用	170
		交 通 用	32
	交 通 事 故 処 理 車	22	
	指 揮 用 車	43	
	捜 査 用 車	149	
	輸 送 車	30	
	そ の 他	149	
二 輪 車	白 バ イ	33	
	バ イ ク	29	
合 計		691	



運営の指針

県民の期待と信頼に応える力強い警察
～安全で安心して暮らせる石川の実現～

重点目標

- **交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進**
- **犯罪の起きにくい社会づくりの推進**
- **人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進**
- **県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙**
- **交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現**
- **多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進**
- **警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進**

第3 重点目標に基づく主要施策の概要

1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が前年とほぼ同水準で推移し、交通事故発生件数、死者数及び負傷者数は減少している。

しかしながら、平成27年3月14日の北陸新幹線金沢開業後、県内では国内を始め訪日外国人の観光客等が増加するとともに、大型イベントが開催されるなど社会情勢の変化がみられる中、北陸新幹線を利用した特殊詐欺や窃盗事件が発生するなど、犯罪が質的に変化している。

さらに、平成28年は国内各地において主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）等が開催されることから、訪日外国人に紛れて、国際犯罪組織の流入が懸念される。

よって、今後、交流人口の拡大や社会情勢の質的な変化等に伴う治安への影響を予測し、県民のみならず国内外の観光客等が安全・安心を実感できるように、各種治安対策を組織的・計画的かつ着実に進める必要がある。

施策の目標

- 交流人口の拡大等に伴う社会環境や治安情勢の変化に的確に対応できるよう、組織的・計画的に各種治安対策を推進する。

(1) JR金沢駅周辺、観光地等における雑踏・交通混雑対策の推進

ア JR金沢駅周辺、観光地等における雑踏対策の推進

- (ア) 雑踏の規模・形態に応じた的確な混雑緩和等による雑踏事故の未然防止対策の推進

雑踏が生じるおそれのある各種イベントを早期に把握するとともに、事前対策を推進し、雑踏事故等の未然防止対策を推進する。

- (イ) 主催者等関係者に対する積極的な助言と連携の強化

混雑緩和措置等の積極的助言と主催者等と協働による混雑予想箇所の実地踏査の徹底等主催者等関係者との連携を強化する。

イ JR金沢駅、観光地周辺等を重点とした交通安全対策の推進

JR金沢駅や観光地周辺等における迷惑性の高い駐車違反に重点指向した指導取締りを推進するほか、自治体、関係機関・団体等と連携した交通渋滞緩和対策を推進する。

ウ のと里山海道・能越自動車道の交通安全対策の推進

- (ア) 道路管理者等関係機関・団体との連携

のと里山海道の交通環境の変化を踏まえ、「のと里山海道交通安全対策協議会」の開催等、自治体、関係機関・団体等と連携した交通安全対策を推進する。

- (イ) 交通事故防止のための広報啓発活動及び交通指導取締りの推進

のと里山海道及び能越自動車道を走行するドライバーの交通安全意識の高揚を図るため、管轄警察署及び交通機動隊が連携して、広報啓発、交通指導取締り、警戒活動等を推進する。



【交通安全出動式（高松 S A）】

- (ウ) 交通実態の変化に応じた交通規制及び安全対策の推進

交通の安全と円滑を図るため、交通実態の変化等に即した臨時交通規制を実施するほか、逆走事案、歩行者等の立入り事案、非分離区間における正面衝突事故等を防止するため、道路管理者等関係機関・団体と連携した対策を推進する。

(2) 新幹線を利用した各種犯罪の抑止対策と徹底検挙

ア JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止対策の推進

県内の自治体、関係機関、町内会及び防犯ボランティア団体との連携により、自主防犯活動を一層強化し、「鍵掛け」を始めとする県民の自主防犯意識の向上を図るとともに、JR金沢駅周辺地区や観光地等における防犯カメラ等の防犯設備の設置促進及び施設管理者や観光ボランティア等と連携した観光客への広報啓発活動の推進を図る。

イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

風営法^(注)（以下同じ）を始め、石川県迷惑行為等防止条例等を多角的に適用し、悪質な客引きやスカウト行為等の取締りを継続的に推進する。

また、風俗営業所等への積極的な立入りによる実態把握を行うとともに、違法営業者に対する厳正な取締りと時機を失しない適切な行政処分、人身取引事犯及び外国人労働者に係る悪質な雇用関係事犯等の取締りを推進する。

(注)風営法とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」をいう。

ウ 想定される犯罪に対する各種訓練の推進と検挙活動の徹底

想定される犯罪に的確に対処するための各種訓練を実施するとともに、新幹線ホームを始めとするJR金沢駅構内、駅周辺等を把握することにより、事件発生時には効果的に捜査員を投入するほか、的確な初動捜査等を行い、迅速・的確な検挙活動の徹底を図る。

エ JR金沢駅、北陸新幹線沿線等における警戒警備の徹底

JR金沢駅を中心に、機動隊や鉄道警察隊、管轄警察署等による巡回、パトロールを強化するなど、警戒警備の徹底を図る。

また、テロを始めとする犯罪や事故の未然防止を図り、北陸新幹線の安全・安定輸送の確保に資するため、「北陸新幹線みまもりメイト^(注)」との連携を強化するとともに、新幹線沿線等におけるパトロールを継続的に推進する。

(注)北陸新幹線みまもりメイトは、石川県警察及び西日本旅客鉄道株式会社金沢支社並びに北陸新幹線沿線の居住者及び企業が一致協力することで、テロリズムを始めとした犯罪や事故の未然防止を図り、北陸新幹線の安全・安定輸送を確保することを目的としている。



【北陸新幹線車両内の警戒状況】

(3) 訪日外国人等への適切な対応

ア 外国人とのコミュニケーション力の強化

(ア) 外国語翻訳タブレット、コミュニケーション支援ボード^(注)、外国語会話集等の資機材・資料を整備するなど、交番等での外国人とのコミュニケーション力の向上を図る。

(注)コミュニケーション支援ボードとは、イラスト、日本語、外国語を記載したA4又はA3サイズのボードで、提示して、絵を指さしてもらうことで、要望を把握するもの。

(イ) 外国人からの110番通報に適切に対応するため、110番三者通話システムの体制を強化する。

イ 行政サービスの向上に資する諸対策の推進

鉄道警察隊事務所前「広報モニター」やチラシを活用して、事件・事故情報を提供し、行政サービスの向上を図る。



【コミュニケーション支援ボード】

2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

平成27年の刑法犯認知件数は7,585件と、前年に比べ91件（1.2%）増加したが、おむね同水準で推移し、戦後最悪を記録した平成15年の半数以下となっている。

しかしながら、北陸新幹線金沢開業後、上京型特殊詐欺等新たな手口による犯罪が発生したほか、殺人・死体遺棄事件やコンビニエンスストアを狙った強盗事件が発生するなど、県民の生活を脅かす犯罪が発生している状況にある。

また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害は大幅に増加し、その被害総額は過去最悪となり、特に高齢者の被害が増え続けるなど、極めて深刻な状況にあることから、高齢者を対象とした広報啓発活動を推進するとともに、金融機関やコンビニエンスストア等を始めとする社会のセーフティネットによる水際対策を強化するなど、特殊詐欺の根絶を図る必要がある。

加えて、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害が拡大していることから、サイバー空間をめぐる脅威の情勢を的確に見定め、適切な対策を講じていくことが重要となっている。

このような現下の治安情勢に迅速・的確に対応するためには、防犯ボランティアを始めとする地域住民、自治体、関係機関・事業者等と連携協働を図り、社会全体として犯罪を抑止するための重層的な防犯ネットワークを活用・拡充する必要がある。

また、地域の犯罪情勢を精緻に分析するとともに、地域住民等の要望も把握した上で、タイムリーで効果的な情報発信を行い、防犯意識の向上、防犯カメラ等防犯設備の普及整備を図るなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を戦略的に展開し、「犯罪の起きにくい社会」を実現する必要がある。

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区別	年別											増 減	
	平15	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件(人)数	率(%)
認知件数(件)	17,770	12,524	10,669	9,689	8,812	8,293	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	+91	+1.2
検挙件数(件)	6,667	5,208	4,406	3,714	3,066	2,905	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	+99	+3.2
検挙人員(人)	2,994	2,957	2,403	2,195	2,163	2,051	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	+104	+6.3
検挙率(%)	37.5	41.6	41.3	38.3	34.8	35.0	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	+0.8ポイント	

注：平成15年の刑法犯認知件数17,770件は過去最多

施策の目標

- 刑法犯認知件数の減少を目指し、各地域における多発犯罪、住民に不安を与える犯罪及び悪質性の高い犯罪に重点を置いた犯罪抑止対策を推進する。
- 自治体、関係機関・団体、地域住民と連携協働するとともに、防犯ボランティア活動の活性化を図るなど、地域社会全体による防犯対策を推進する。

(1) 安全安心まちづくりの推進

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を分析した上で、地域における多発犯罪、地域住民が不安に感じる犯罪、悪質性の高い犯罪等に対して、効果的な諸対策を推進するとともに、自治体、関係機関・団体、地域住民等と連携協働して、地域社会全体で犯罪抑止対策を推進する。

イ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充促進

関係機関・団体と構築している防犯ネットワークを活用して、地域住民に対してタイムリーな防犯情報を発信するとともに、更なるネットワークの拡充を図る。

ウ 社会の規範意識の向上と絆の強化

自治体や地域住民等と連携して各種防犯活動を行い、社会全体の規範意識及び防犯意識の向上を図るとともに、地域住民相互の絆を強化して地域社会全体で犯罪抑止対策を推進する。

エ 特殊詐欺予防対策の推進

あらゆる機会を通じて県民に対して、だまされないための効果的な広報啓発活動を行い、抵抗力の強化を図るとともに、金融機関やコンビニエンスストア等と連携した水際対策を強化して、社会全体での特殊詐欺被害防止対策を一層強力に推進する。



【ちょっと待ってカード】

(2) 総合的なサイバー犯罪対策の推進

ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上

県警察幹部を始め、警察職員のサイバー犯罪に関する知識の底上げを図るため、各種教養の機会を通じ、警察職員の能力向上に向けた教養を推進するほか、高度かつ最新の情報通信技術を有する人材の育成を図る。

イ サイバー犯罪の抑止に向けた官民一体となった取組の推進

巧妙化するサイバー犯罪に対処するため、警察と民間事業者が相互の活動目的や立場を理解し、サイバー犯罪に対する共同対処を推進し、官民の連携強化を図る。

また、サイバー空間において自主的な防犯活動を行うボランティアを支援し、社会全体でサイバー犯罪に立ち向かう気運の醸成を図る。

ウ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対する戦略的な捜査と被害防止対策の推進

全国的に増加傾向にあるインターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対しては、事犯認知時における素早い立ち上がりと関係先都道府県警察との連携による捜査を推進するとともに、金融機関や利用者等に対する被害防止対策を推進する。

エ インターネット上の違法・有害情報排除総合対策の推進

サイバーパトロールの強化及び各種広報活動によるインターネット・ホットラインセンター^(注1)への通報の活性化を通じて、違法・有害情報の把握に努めるとともに、サイト管理者等に対する削除依頼を徹底するほか、「全国協働捜査方式」^(注2)を効果的に活用し、より悪質性の高い情報に重点を指向し違法情報の取締りを推進する。

(注1)インターネット・ホットラインセンターとは、一般のインターネット利用者からの違法・有害情報に関する通報を受理し、違法情報の警察への通報や国内のウェブサーバに蔵置された違法・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行う団体をいう。

(注2)全国協働捜査方式とは、インターネット・ホットラインセンターから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する捜査方式をいう。

オ コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進

コミュニティサイト等に起因した児童被害の防止のため、サイト事業者への働き掛けを行うとともに、取締りや保護者、児童等に対する広報啓発活動を推進する。

カ サイバー犯罪に的確に対応できる体制等の整備及び部門間の連携の強化

情報通信技術の進展に伴って多様化するサイバー犯罪に的確に対応できるように、事件担当課、生活環境課サイバー犯罪対策室及び情報通信部門との連携を強化する。

(3) 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期の事件化

悪質商法事犯認知時には、被害の拡大防止を念頭においた適切な対応を行うとともに、高齢者を狙った特定商取引事犯の取締りを推進する。

イ 広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進

年金受給者を対象とする事犯など、新たな手口を把握するとともに、暴力団が関与するヤミ金融事犯の取締りを推進する。

ウ 改正不正競争防止法を踏まえた営業秘密侵害事犯の取締りの推進

平成28年1月に施行された改正不正競争防止法を踏まえ、企業に広報啓発活動を行うとともに、営業秘密事犯に係る相談の適切な対応と取締りを推進する。

エ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、保健衛生事犯、偽ブランド事犯等の取締りの推進

有害廃棄物の不適正処理事犯等の環境事犯、無承認医薬品の広告・販売事犯、食の安全に係る事犯等県民の健康を脅かす可能性が高い保健衛生事犯、悪質な偽ブランド品販売事犯等の取締りを推進する。

オ 早期の口座凍結による犯罪収益の移転防止と剥奪の徹底

ヤミ金等の犯罪利用口座等の速やかな金融機関への情報提供による口座凍結依頼を推進するとともに、ヤミ金等犯罪に利用された携帯電話について携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求めを行い、犯罪インフラ対策や犯罪収益の移転防止を図る。

(4) 適正な許可等業務の推進

ア 厳正にして合理的な許可等事務の管理及び運用の推進

風営法等の制度改正に伴う各種申請・相談への的確な対応を図る。

イ 業務の合理化・効率化の推進

平成27年に導入した許可等事務管理システムの活用による警察署と警察本部の情報共有と、申請等に対する標準処理期間の遵守等により、適正な許可等事務を一層推進する。

(5) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進

ア 街頭活動等の推進

(ア) 犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロール、立番・駐留警戒等を強化する。

(イ) 交番勤務員のパトロール等の活動を補完し、事件・事故対応の機動力を強化するため、警察署に配備されたパトカーの勤務員と交番勤務員との連携を強化する。



【地域警察官による街頭活動】

(ウ) 地域の行事等に応じて、交番に配置された交番相談員を弾力的に運用し、交番機能の強化を図る。

イ 地域警察官の現場執行力の向上

(ア) 地域警察官の事案対応能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、職務質問技能指導官^(注)等による実戦的な指導等を通じて地域警察官の職務質問技能の向上を図る。

(注)職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能及び知識を有し、その技能等を後世代に伝承する警察官をいう。

- (イ) 犯罪現場等において被害関係者等の身体の安全を守るため、警棒、大楯、刺股等の各種装備資機材を活用した実戦的訓練を推進する。
- (ウ) 犯罪の発生状況等に応じて地域警察官の迅速・的確な運用を図るため、きめ細かな業務管理を推進する。

ウ 地域に密着した活動の推進

- (ア) 地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等を把握する巡回連絡を推進する。
- (イ) 地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握する交番・駐在所連絡協議会を積極的に開催する。
- (ウ) 地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況、その防止策等の身近な情報を伝える「交番速報」、「ミニ広報紙」等の広報紙を作成し、自治会を通じて回覧を行うなど情報発信活動を推進する。

(6) 初動警察刷新強化の取組の定着化

ア 通信指令機能の強化

地域警察デジタル無線システム等を効果的に活用し、警察無線の不感地帯の把握とその対策を推進するとともに、110番情報管理システム、緊急配備支援システム等を一層効果的に活用し、通信指令機能の強化を図る。

イ 通信指令を担う人材の育成強化

通信指令に必要な知識及び技能向上に向けた通信指令技能検定を計画的に実施するほか、技能指導官・技能指導員等による指導教養の充実強化を図る。

ウ 初動警察における事案対応能力の強化

通信指令課、警察署、本部執行隊、隣接県警察等が連携し、重大事案の発生を想定した、実戦的かつ効果的な訓練を継続的に実施し、初動警察活動の強化・高度化を図る。

3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進

ストーカー・DV事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案、子供や女性が被害者となる犯罪等については、被害者等の心身に深い傷を残すとともに、事態が急展開して殺人事件等の重大事件への発展も懸念され、地域住民に著しい不安感を与えている。

一方、県内の少年非行の現状は、刑法犯少年が減少しているものの、少年による殺人事件が発生したほか、再犯者率が高く、非行の低年齢化傾向が顕著であり、加えて、学校におけるいじめやインターネット利用に起因する福祉犯事件等、子供が被害に遭う事件が依然として発生している。

このため、人身安全関連事案^(注)等については、重大事件への兆しを察知して、関係部門が連携・情報共有し、迅速・的確な組織的対応を行い、被害拡大防止を図るとともに、自治体や関係機関・団体等と連携するなど、被害者等の安全を確保する必要がある。

また、少年非行については、引き続き学校、教育委員会等の関係機関や地域社会と連携し、非行少年の立ち直り支援、低年齢少年まで含めた少年の規範意識の醸成、少年を取り巻く社会の絆の強化による「非行少年を生まない社会づくり」を推進するとともに、児童虐待事案への取組を強化するなど、少年非行防止・保護対策を総合的に推進する必要がある。

(注)人身安全関連事案とは、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案をいう。

【ストーカー事案認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
											件数	率(%)
認知件数	87	148	125	179	145	120	212	223	276	261	-15	-5.4
検挙件数	13	21	10	10	11	10	21	24	31	24	-7	-22.6

【DV事案認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
											件数	率(%)
認知件数	180	205	243	253	281	246	346	365	393	407	14	3.6
検挙件数	12	25	39	25	28	23	42	45	47	76	29	61.7

【刑法犯少年検挙補導人員の推移】

年 別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
											人数	率(%)
刑法犯少年	1,081	909	757	749	709	680	569	462	377	342	-35	-9.3

施策の目標

- 人身の安全を早急に確保する必要性のある事案の被害者等の安全確保のために、組織を一体的に運用し、関係機関等と連携して諸対策を推進する。
- 刑法犯少年の検挙・補導人員の減少傾向を維持する。

(1) 人身安全関連事案への的確な対応

ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進

- (ア) 被害者等の安全を早急に確保する必要性のある事案は、初期段階から生活安全と刑事の両部門の専務員が共同で聴取し、事案の危険性等を的確に見極め、事件化への擬律判断を正確に行い、最も効果的かつ適切な事態対応を推進する。
- (イ) 事案の対応に関係する部門は、緊密に連携し、体制や方針を構築して迅速・的確な対応を図る。
- (ウ) 被害者等の安全確保のために必要な措置を確実に実行し、被害者等の個人情報保護の徹底を図る。

イ ストーカー・DV事案等に対する迅速・的確かつ総合的な対応

- (ア) 危害が及ぶおそれがある被害者やその親族等の生命・身体を安全確保を最優先とした事態対応を推進する。
- (イ) 警察署が認知した全ての事案について警察本部が確実に関与し、必要な指導・助言・支援を行い、組織的な対応を図る。
- (ウ) 被害者や加害者等の住居等を管轄する警察本部及び警察署並びに関係機関・団体が連動するなど、総合的な対策を推進して被害者等の安全確保を図る。

(2) 子供・女性・高齢者安全対策の推進

ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛けやつきまといなどのいわゆる前兆事案の段階においても、性犯罪等に発展する危険性を未然に除去するため、行為者を早期に特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講ずる「先制・予防的活動」を推進する。

イ 子供・女性の安全を確保するための諸対策の推進

声掛け等の犯罪の前兆事案に対しては、詳細かつ網羅的な情報収集・分析を行い適切な情報発信を行うとともに、自主防犯活動への支援等、子供や女性の安全を確保するための諸対策を推進する。

ウ 高齢者を始めとする認知症等に係る行方不明者発見活動及び保護業務の推進

高齢者を始めとする認知症等に係る行方不明者への適切な対応を図るため、認知症の特性や対応要領等についての理解を深めるとともに、自治体、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者の発見活動及び保護業務を推進する。

(3) 少年非行防止総合対策の推進

ア 集団的不良交友関係等を視野に入れた少年事件捜査の推進

いしかわS & Pサポート制度^(注)による学校との活発な情報共有を図るとともに、積極的な検挙・補導活動による不良交友関係の解消を推進する。

(注)いしかわS & Pサポート制度は、学校と警察が非行事案等の相互連絡を行うことによって、生徒の指導と早期の立ち直りや再非行や犯罪被害の防止等に努め、児童生徒の健全育成を図るためのものである。

イ 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

(ア) 非行化が進んだ少年が含まれる集団やいわゆるたまり場に集まって不良行為を継続的に行っている集団を把握するとともに、いじめや暴力に苦しみSOSを発信している少年を発見して救出する。

(イ) 過去に非行少年として取扱いのあった少年及び保護者に連絡を取り、保護者から同意が得られた場合に、継続的な指導・助言を行うほか、少年に農作業体験等への参加を促すなど、再び非行に走らないよう立ち直りを支援する。

(ウ) 学校や教育委員会等の関係機関、少年警察ボランティア等の地域住民と連携した街頭補導活動を強化する。



【農作業体験活動】

ウ 学校と連携したいじめ問題への的確な対応の推進

(ア) いじめ問題に係る相談を適切に受理するとともに、いじめに関する被害の届出がなされた場合の迅速確実な受理と被害少年等の立場に立った対応を徹底する。

(イ) いじめを早期に把握し、的確に対応するため、学校との連携を一層強化する。

(4) 少年保護総合対策の推進

ア 児童虐待への的確な対応の徹底

(ア) 児童の安全の確認と確保を最優先とした対応を徹底するとともに、児童相談所に対する確実な通告を実施する。

(イ) 児童の保護に向けて、児童相談所、学校等の関係機関と緊密な連携を強化する。

イ 児童ポルノを始めとする悪質性の高い福祉犯の取締りの推進

(ア) 低年齢児童ポルノ愛好者による児童ポルノ事犯の取締りを強化する。

(イ) 児童の性的被害に係る悪質な福祉犯事件の取締りを強化する。

(ウ) 暴力団が関与するなど組織的な福祉犯事件の取締りを強化する。

(エ) 福祉犯事件等の被害児童に対する適切な立ち直り支援を推進する。

ウ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

- (ア) 関係機関・団体、事業者等と連携し、18歳未満の児童が使用する携帯電話等に係るフィルタリング利用率向上に向けた対策を推進する。
- (イ) インターネットに起因する福祉犯から児童を保護するためのサイバー補導を強化する。

4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

県内の刑法犯認知件数は、前年とほぼ同水準で推移しているが、依然として殺人、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗犯が発生している。

また、特殊詐欺については、平成23年以降悪化の一途をたどり、認知件数及び被害額共に前年を大幅に上回るなど極めて深刻な状況にある。

加えて、暴力団情勢については、関係企業や共生者を利用して、活動実態を不透明化させるとともに、資金獲得活動を多様化させているほか、特殊詐欺や薬物犯罪等への関与を深めるなど、その活動分野を更に拡大している状況がうかがわれる。

こうした県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙して事件の解決を図るとともに、被害拡大を防止し、県民の不安を払拭することが強く求められている。

このため、的確な捜査力の投入による戦略的な検挙対策、情報収集・分析能力の強化による犯罪組織の弱体化・壊滅を図るなど、刑事警察の真髓である「検挙」を徹底することにより、県民の安全・安心を確保する必要がある。

【重要犯罪認知・検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件(人)数	率(%)
認知件数(件)	98	90	59	54	48	74	82	91	92	90	-2	-2.2
検挙件数(件)	76	79	45	50	40	55	66	75	82	74	-8	-9.8
検挙人員(人)	56	66	34	36	30	35	51	51	35	44	+9	+25.7
検挙率(%)	77.6	87.8	76.3	92.6	83.3	74.3	80.5	82.4	89.1	82.2	-6.9ポイント	

注1：重要犯罪とは、殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

注2：全刑法犯の認知・検挙状況は8頁の表を参照

施策の目標

- 捜査力を最大限に発揮し、重要犯罪、特殊詐欺、暴力団犯罪等県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

(ア) 迅速・的確な初動捜査の実施

重要事件発生時においては、素早い立ち上がりや捜査員の大量投入等早期に捜査体制を確立するとともに、迅速・的確な初動捜査を展開して被疑者の検挙を図る。

(イ) 未解決事件の捜査

捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、DNA型鑑定等の科学捜査手法を活用して、被疑者の検挙に向けた捜査を推進する。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

発生状況等を分析して、被疑者を割り出すとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、広域事件捜査を推進する。

ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件の対応力強化に向けた各種訓練を実施して練度の向上を図る。

(2) 特殊詐欺を始めとした知能犯罪等の徹底検挙

ア 被害認知時における迅速な対応及び検挙の推進

被害認知時において、被害金交付形態に応じ、積極的なだまされた振り作戦による受け子等の検挙を徹底するとともに、被害金送付先の捜索差押えを推進する。

イ 犯行グループ中枢被疑者の検挙の推進

検挙した被疑者等の供述や押収資料の分析、警察全部門における情報収集を徹底し、警察組織の総合力を発揮して実態を解明の上、犯行グループ中枢被疑者の検挙を推進する。

ウ 犯行ツール対策の推進

携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断して無力化し、犯行グループ自体を弱体化させるため、被害届や被害相談の受理時には、犯行使用電話の契約者確認の求め、各種解約依頼等を迅速・確実に言い、その無力化措置を徹底する。

また、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するとともに、携帯電話事業者に役務提供及び改番を拒否するよう働き掛ける。

エ 政治的・構造的不正の追及の強化

政治情勢や地域・業界に内在する利権構造等の実態を的確に把握し、政治・行政と金をめぐる不正事案及び社会制度を悪用した公金の詐取事案等の政治的・構造的不正事件を積極的に検挙する。

(3) 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

ア 暴力団犯罪の徹底検挙と暴力団排除活動の推進

平成27年末現在の県内の暴力団は12組織、約360人で、全て六代目山口組傘下の組織であるが、その弱体化・壊滅に向け、暴力団の関係企業や共生者等を含めた実態解明を図り、資金獲得犯罪の取締りを徹底するなど暴力団犯罪の検挙を推進する。

また、石川県暴力団排除条例を適正かつ効果的に運用し、暴力団排除に取り組む事業者等に情報を提供するとともに、保護対策に万全を期すなど、暴力団排除を推進する。

イ 薬物犯罪の徹底検挙

薬物の密売組織の中枢に迫る捜査を推進するとともに、他部門との連携を強化し、末端乱用者の徹底検挙を図る。

また、覚醒剤事犯の徹底検挙を推進するとともに、危険ドラッグについても、その根絶を目指し、関係機関と連携した取締りと広報啓発を推進する。

ウ 銃器犯罪の徹底検挙

税関、海上保安庁等の関係機関と連携した取締りを引き続き推進する。

また、有力な情報提供者に対して報奨金を支払う「拳銃110番報奨制度」を広報するなど、銃器取締りに直結する核心情報の収集を図る。

エ 国際犯罪の徹底検挙

犯罪のグローバル化に対応するため、情報の集約・分析・共有による実態解明と取締りを推進するとともに、関係機関等と連携して各種制度やサービス等が犯罪に悪用されにくい環境づくりを推進する。

(4) 捜査力の強化

ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

鑑識専務員等の技能向上を図り、迅速な現場臨場体制を確立するとともに、徹底した現場鑑識活動を実施し、遺留された指掌紋、微物等の客観的証拠資料を適正かつ確実に採取する。

また、公判を見据え、押収した証拠品等については、紛失、混同等のないよう、引き続き適正な保管・管理を推進する。

イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

近年の複雑かつ多様化した犯罪に対応するため、防犯カメラ等の映像や犯罪現場に残された微細・微量な捜査資料の迅速かつ正確な収集、分析、鑑定に必要な各種資機材の整備・習熟に努めるとともに、これら捜査資料の的確な活用に努める。

ウ 取調べの録音・録画を始めとする取調べの高度化・適正化の推進

引き続き取調べの録音・録画の積極的な試行に取り組むほか、「取調べの教本」等を活用した教養を推進し、取調べの高度化を図る。

エ 各種捜査情報分析支援の効果的推進

犯罪の迅速な解決に向け、平素から情報分析に資する捜査関係基礎資料の充実に努めるとともに、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を捜査情報システムにより分析して、被疑者の絞り込み、捜査の方向性等について効果的な捜査支援を推進する。

オ 科学捜査の積極的推進とデータベースの活用

客観的証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するために、捜査を科学的に支援する体制を強化し、迅速かつ効果的な鑑定等に取り組むとともに、通信や交通手段の発達、社会の匿名化の進展等社会情勢の変化に伴い捜査資料が多様化している状況を踏まえ、科学捜査における積極的な支援とデータベースの活用を図る。

カ 適正な検視業務の徹底

犯罪死を見逃すことのないように、検視官臨場による検視や画像検査等を推進するとともに、死体取扱業務従事者に対する効果的かつ計画的な教養により、緻密かつ適正な検視業務を推進する。

5 交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現

「第9次石川県交通安全計画」に基づく総合的な交通事故抑止対策を推進した結果、平成27年の交通事故発生件数及び負傷者数は、18年以降10年連続で減少するとともに、発生件数は、昭和42年以来48年ぶりに4,000件を下回った。

また、平成27年の死傷者数は4,538人で、同計画に掲げられている「平成27年までに年間の死傷者数を5,600人以下」の目標を3年連続で達成した。

交通事故死者数については、前年に引き続き「交通事故死者数過去最少を目指して」をキャッチフレーズに各種交通死亡事故抑止対策を推進したが、過去最少を記録した平成23年及び24年の死者数を上回ったほか、依然として死者数全体に占める高齢者の割合が高いなど、厳しい情勢にある。

このような情勢に対処するには、高齢者に重点を置いた参加・体験・実践型交通安全教育による交通安全思想の普及を始め、多角的な交通事故分析に基づく交通指導取締り、街頭活動の推進等、先制的かつ効果的な交通死亡事故抑止対策を一層強力に推進するほか、平成28年度に新たに定められる「第10次石川県交通安全計画」に基づいた交通安全対策を強力に推進する必要がある。

また、北陸新幹線金沢開業による交通流の変化等に即した交通渋滞緩和対策を推進するほか、交通ルールの遵守及び交通マナーアップの呼び掛けによる交通安全意識の高揚を図るとともに、自治体、関係機関・団体等と連携して交通安全活動を推進し、県民総ぐるみで安全な交通社会を実現する必要がある。

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	昭47	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
													件(人)数	率(%)
発生件数(件)		8,532	7,948	7,438	6,769	6,320	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	-283	-6.9
死者数(人)		183	65	59	56	54	64	44	44	61	55	46	-9	-16.4
負傷者数(人)		11,725	9,864	9,230	8,287	7,656	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	-354	-7.3

注：昭和47年の交通事故死者数183人は過去最多

【平成27年中の交通死亡事故の主な特徴】

- 高齢被害者（65歳以上）の割合が高い 33人 前年比－2人 構成率71.7%
- 1当高齢者による死亡事故が増加 19人 前年比＋7人 構成率41.3%

施策の目標

- 先制的かつ効果的な交通死亡事故抑止対策を強化するとともに、自治体、関係機関・団体等と連携して交通安全活動を推進し、県民総ぐるみで安全な交通社会を実現する。

(1) 交通事故防止対策等の推進

ア 交通事故分析の高度化及び分析の成果を活用した緻密な交通安全対策の推進

G I Sを活用するなど、交通事故分析の高度化を図り、地域の交通実態に即した各種交通事故抑止対策の企画・立案を行う。

イ 高齢者の交通事故防止対策の推進

(ア) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

加齢に伴う身体機能の変化等を理解してもらうための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

(イ) 自治体、関係機関・団体等と協力した広報啓発活動の推進

幅広く教育の機会を提供するため、自治体、関係機関・団体等と協力して、家庭訪問による個別指導、病院や福祉施設等における広報啓発活動を推進する。

(ロ) 「高齢者保護の日」を重点とした活動の推進

毎月1日の「高齢者保護の日」を重点に、積極的な高齢者保護活動に取り組むとともに、高齢者への保護意識が醸成されるように指導啓発活動を推進する。

(ハ) 反射材用品の普及に向けた広報啓発活動の推進

反射材用品等の視認効果を理解させる交通安全教育の強化や、反射材用品の靴等への貼付等、反射材用品等の普及促進について広報啓発活動を強化する。



【高齢者への反射材貼付活動】

ウ 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

(ア) 自転車通行環境の確立

道路管理者と連携し、自転車専用の走行空間の整備等を推進する。

(イ) 自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進

- 「自転車ルール・マナー検定」等を活用した交通ルールの周知に努める。
- 自転車運転者講習制度を適切に運用し、安全利用の促進を図る。
- スタントマンの活用等、効果的な交通安全教育を推進する。
- 幼児・児童及びその保護者はもとより、広く自転車利用者へヘルメット着用を促すための教育を推進する。

(ロ) 教育機関、企業等における交通安全教育の推進

学校、教育委員会等に対し、自主的な自転車交通安全教育の実施等を要請するほか、大学等教育機関、企業等における交通安全教育の促進を図る。



【自転車交通安全教室】

(エ) 自転車に対する指導取締りの強化

「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、指導取締りを推進するとともに、自治体、関係機関・団体等と連携して、効果的な街頭活動を推進する。

(オ) 関係機関等との連携

自治体、学校、教育委員会、道路管理者、自転車関係団体等との間で設置した自転車安全教育推進委員会等を通じ、協力体制の強化を図る。

エ 交通安全教育等の推進

(ア) 歩行者等の交通事故を防止するための交通安全教育等の推進

- 幼児に対しては、道路の通行に必要な基本的な技能及び知識を習得させるため、幼稚園・保育所等と連携を図りながら交通安全教育等の実施に努める。
- 児童に対しては、小学校等と連携を図りながら、学校等周辺道路の具体的な危険箇所を取り上げるなど、効果的な交通安全教育等の実施に努める。
- その他の年齢層に対しては、自治体、学校、地域住民、企業等と連携し、効果的な交通安全教育等の実施に努める。
- 運転者に対しては、歩行者等に対する保護意識を高めるため、歩行者等の特性を理解してもらうなど、効果的な交通安全教育等の実施に努める。
- 薄暮時・夜間の交通事故防止対策として、「ライトアップいしかわ運動」を推進し、「早めのライト点灯とこまめな切替え」について一層普及促進に努める。

(イ) 飲酒運転に係る県民の規範意識の確立

- 「石川版ハンドルキーパー運動」等の広報啓発活動を推進する。
- 飲酒運転根絶の受皿として、自動車運転代行業の更なる健全化を図る。



【交通マナーアップ広報】

(ウ) 被害軽減対策の推進

全座席のシートベルト及びチャイルドシートの着用が徹底されるように、自治体、関係機関・団体等と連携し、広報啓発・交通安全教育活動を推進する。

(エ) 交通事故実態に関する情報発信及び関係団体等に対する支援

交通事故情報を積極的に提供・発信するほか、交通安全教育を適切に行うことのできる指導者の育成及び関係団体の活動への支援に努める。

オ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

- (ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り
 - 地域の交通実態や交通事故発生状況等を十分に分析し、事故抑止効果の高い場所、時間、違反に重点を置いた指導取締りを推進する。
 - パトカーの赤色灯等を活用した街頭活動を強化するほか、交通事故被害軽減のため、シートベルト及びチャイルドシートに係る指導取締りを推進する。
- (イ) 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化
 - 飲酒運転の実態に即した効果的な取締りを推進するとともに、車両・飲酒提供者、同乗者等飲酒運転周辺者に対する捜査の徹底を図る。
 - 異常な運転行為については、飲酒運転、危険ドラッグを含む薬物の使用等を念頭に、あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な取締りを推進する。
- (ロ) 無免許運転の罰則強化等を踏まえた取締りの強化
 - 無免許運転に対する強力な取締りを推進するほか、周辺者に対する徹底した捜査を行い、車両の提供・同乗罪、教唆行為について確実な立件に努める。

カ 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査及び適切な被害者支援の推進

- (ア) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進
 - 交通事故発生当初から、迅速・的確な初動捜査及び組織的な捜査を推進し、客観的な証拠等の収集を始めとする適正かつ緻密な捜査を推進する。
- (イ) 適切な被害者支援の推進
 - ひき逃げ事件、死亡事故等の重大事故事件の被害者等に対する被害者連絡を適時、適切に実施し、捜査過程における被害者の二次的被害の防止を図る。

キ 総合的な暴走族等対策の推進

自治体、関係機関・団体、警察各部門と連携して、あらゆる法令を適用した取締りを徹底し、暴走族、無謀・暴走運転を許さない社会環境づくりに努める。

ク 悪質・危険運転者に係る的確な行政処分等の推進

- (ア) 常習飲酒運転者対策の推進
 - 飲酒取消講習を確実に実施するとともに、関係機関と連携し、リーフレットの配布、相談先の教示等、常習飲酒運転者対策を推進する。
- (イ) 迅速かつ確実な行政処分の推進
 - 重大な交通事故を起こした運転者等に係る違反登録に要する期間の短縮や仮停止の積極的な運用、行政処分の長期未執行者の解消等に努める。
- (ロ) 迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施
 - 一定の病気等の疑いがある者を把握した場合には、迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施に努めるなど、免許の効力の暫定的停止制度を適切に運用する。

ケ 運転適性相談等の的確な実施

(ア) 運転適性相談の実施態勢の充実等

運転適性相談窓口の周知徹底及び態勢の整備を図るほか、一定の病気等の疑いがある者の主治医からの届出や家族が相談しやすい環境づくりに努める。

(イ) プライバシー等に配慮した個別聴取の実施

質問票における正確な申告を促すための取組を推進し、病状申告者に対しては、プライバシー等に配慮しつつ、個別聴取の的確な実施を徹底する。

コ 申請者等の立場に応じた的確な運転者施策の推進

(ア) 免許関係申請等の利便性の向上等

更新申請者の利便性向上等を図るほか、更新手続の簡素化、合理化に努める。

(イ) 運転者教育の充実

更新時講習等における受講者の態様に応じた講習の実施、指定自動車教習所、指定講習機関等に対する指導監督の徹底等による運転者教育の充実を図る。

(ウ) 外国人運転者対策の推進

外国運転免許証に係る運転免許試験の一部免除制度の適切な運用に努める。

(エ) 県民負担の軽減に向けた取組の推進

各種免許関係事務の委託契約等に関して、競争性の確保された契約方法を導入するなど、県民負担の軽減や教本の内容の充実に向けた取組を行う。

(オ) 聴覚障害者に配慮した取組の推進

聴覚障害者が運転可能な車種等制度の内容についての広報啓発に努める。

サ 関係団体及び交通関連事業者との連携と指導の強化

自治体、関係機関・団体等の交通の安全と円滑に資する活動が、適正かつ積極的に行われるように連携・指導を強化する。

シ 改正道路交通法の円滑な施行に向けた準備作業及び関係諸対策の推進

(ア) 高齢運転者対策の推進

- 75歳以上の高齢運転者に対する認知機能検査の適切な運用を図る。
- 高齢者講習の円滑な実施を図り、講習受講者の受講待ち期間の解消に努めるほか、認知機能検査の結果に基づく効果的な高齢者講習を実施する。
- 高齢運転者に対する運転適性相談の充実、申請による免許の取消し制度についての周知、免許証返納者への支援策の働き掛けに努める。
- 自治体が地域公共交通網を整備する場合、必要な意見を述べ、公共交通機関の整備・拡充への働き掛け等、総合的な高齢運転者支援施策を推進する。

(4) 貨物自動車に係る交通事故防止対策

- 自治体、関係機関・団体と連携した効果的な運転者教育の実施に努める。
- 安全運転管理者等に対しては、事業所等における若年の貨物自動車運転者対策について、安全運転管理の取組が推進されるように積極的に支援する。

(2) 安全で快適な交通環境の整備

ア 交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進

国の「社会資本整備重点計画^(注)」に基づき、老朽化した交通安全施設等の維持管理・更新等を着実に推進するほか、交通安全施設等整備事業を推進する。

(注)社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的、効果的かつ効率的に推進する事業として法律に定めて推進している計画のことであり、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

イ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進、道路交通環境の更なる改善等

交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、信号制御等の交通規制について、地域の交通実態及び地域住民、道路利用者等の意見を踏まえ、計画的に見直しを行う。

ウ 生活道路等及び通学路における交通安全対策の推進

生活道路の交通安全対策として、「ゾーン30^(注)」を整備するなど、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進するほか、生活道路及び歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路においては、一時停止等の交通規制、信号機の改良等の施策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。

また、通学路については、交通実態に応じた対策を推進するほか、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関と連携して、ソフト・ハード両面での対策を推進する。

(注)ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通過交通の抑制等を図る対策をいう。

エ 高度道路交通システム(I T S^(注1))の推進

新交通管理システム(U T M S^(注2))のサブシステムである現場急行支援システム(F A S T^(注3))、公共車両優先システム(P T P S^(注4))等の効果的運用に努めるほか、的確な交通情報の収集・提供を推進する。

(注1) I T S (Intelligent Transport Systems) とは、情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称であり、「安全・安心」「環境・効率」「快適・利便性」を目指すための取組である。

(注2) U T M S (Universal Traffic Management Society) とは、警察庁の推進する I T S であり、交通管理の高度化、交通事故削減による安全対策、交通の円滑化を目的としており、石川県で実施しているサブシステムには、F A S T、P T P Sがある。

(注3) F A S T (Fast Emergency Vehicle Preemption Systems) とは、緊急車両からの情報を光ビーコンで受信し、優先的に通行できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものである。

(注4) P T P S (Public Transportation Priority Systems) とは、路線バスからの情報を光ビーコンで受信し、定時運行を確保できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものである。

オ 環境対策の推進

自動車からの二酸化炭素排出削減を図るため、交通規制の改善等の交通流の円滑化対策を推進するとともに、エコドライブの広報啓発活動を推進する。

カ 総合的な駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを推進するとともに、駐車監視員による確認事務の適切かつ円滑な運用及び悪質な運転者・使用責任者の責任追及の強化を図る。

駐車規制については、より合理的できめ細かな交通規制の実施に努めるほか、道路利用者、関係事業者等による自主的な取組等について働き掛けを推進する。

キ 大規模災害に備えた交通対策の推進

(ア) 交通規制計画に基づく各種訓練の実施

交通規制計画等に基づき、総合的かつ実践的な訓練を実施する。

(イ) 災害に強い交通安全施設等の整備

道路交通状況の収集を行う交通監視カメラ及び災害時において安全で円滑な交通を確保する自動起動型信号機電源付加装置の整備を推進する。

ク 高速道路における諸対策の推進

交通事故の発生状況を分析し、重大事故発生地点や事故多発区間については、道路管理者との共同点検を行うとともに、交通危険箇所の安全対策及び逆走事案や歩行者等の立入り事案の防止対策を推進するほか、高速道路の安全利用を促進するための広報啓発活動や交通安全教育を推進する。

6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

我が国をめぐる国際情勢は、I S I L（いわゆる「イスラム国」）の台頭に伴い、国際テロ情勢に変容が見られる中、国外では、平成27年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件を始め、我が国の権益や邦人が標的となる事案等が発生しており、今後も邦人がテロ事件等に巻き込まれる可能性が懸念されるほか、国内においても、I S I L等の過激思想の影響を受けたローン・ウルフ型のテロや、平成27年11月に発生したフランス・パリにおける同時多発テロ事件と同様の事件が発生する可能性も否定できない。

一方、国内情勢については、原子力政策等の政権が進める諸施策や、各種社会問題に対し、国内外の諸勢力が抗議行動等を活発化させ、これに伴う違法行為も発生しているほか、多数の機関、団体等に対するサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生するなど、我が国の治安や安全保障に対する脅威はますます多様化している。

こうした厳しい情勢に加え、平成28年は我が国において主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）等が開催されることから、テロ等重大事案を防止するため、違法行為の取締りや関連情報の収集・分析、重要施設の警戒警備等の各種対策を推進していく必要がある。

また、近年、全国各地において地震や噴火、豪雨等による大規模災害が発生していることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、引き続き危機管理体制の再構築に向けた各種計画や関係規程の見直し等を図り、組織横断的な取組を行うとともに、実効性のある訓練や教養、自治体等関係機関・団体との連携強化等の各種対策を推進し、自然災害を始めとする緊急事態への対応に万全を期す必要がある。

施策の目標

- テロを始めとする様々な脅威に対応するとともに、自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対処できるよう、諸対策を推進する。

(1) 多様化する脅威への対応

ア 情報収集・分析の強化と違法行為の取締りの推進

テロ等につながる情報の収集・分析を強化するとともに、違法行為に対する積極的な取締りを推進する。

イ 官民一体となったテロの未然防止対策の推進

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者等に対し、個別訪問を通じて販売時における本人確認の徹底や盗難防止等の保管管理の強化、不審な購入者に関する通報依頼等を要請するほか、海外におけるテロ事件の発生を踏まえ、大規模集客施設等のいわゆるソフトターゲットについては、施設管理者等に対する自主

警備強化の要請、制服警察官による警戒を実施するなど、官民が一体となったテロの未然防止対策を推進する。

また、主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）等の警備を完遂するため、関係機関・団体との連携を図り、情報収集や管理者対策等の諸対策を推進する。

ウ 精強な警備部隊による警戒警備の徹底

厳しい治安情勢を踏まえ、不測の事態に迅速・的確に対応するため、実戦的訓練を繰り返し実施するなどして、各種部隊等の練度向上に努めるとともに、これら部隊等により、志賀原子力発電所や海空港、JR金沢駅等、県内の重要施設の警戒警備を徹底する。



【能登空港ハイジャック事件対策訓練】

(2) 緊急事態対策の推進

ア 災害に係る危機管理体制の充実強化

東日本大震災の反省・教訓を踏まえて策定した規程や各種計画等については、災害発生時に真に機能するよう、引き続き検証と必要な改善に努めるなどして、危機管理体制の再構築及び充実強化を図る。

イ 関係機関等との緊密な連携による諸対策の推進

平素から自治体、消防等関係機関・団体との緊密な連携、情報共有等を図るとともに、共同訓練の実施や防災訓練への参加等を通じて連絡体制の確立に努めるなど、緊急事態の発生時に備えた諸対策を継続的に推進する。

ウ 緊急事態等における対処能力の向上

自然災害等の緊急事態が発生した際、警察職員が迅速・的確に対応できるよう、災害警備等に関する指導教養を徹底し、危機管理意識の更なる醸成を図るとともに、初動態勢の確立に重点を置いた訓練や装備資機材の取扱習熟訓練等、実戦的かつ実効性のある訓練を実施するなどして、対処能力の向上を図る。



【中部管区広域緊急援助隊合同訓練】

7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

厳しい治安情勢に加え、警察に対する県民の要望が多様化している中、第一線の職員が積極的かつ的確に職務に邁進するためには、戦略的な人員の再配置等により、限られた人員を効果的に運用するとともに、引き続き業務の合理化・効率化を推進し、活力ある組織を構築する必要がある。

一方、大量退職・大量採用が続く中、警察力を質的に強化するためには、真に警察官たるにふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、若手警察職員の早期戦力化を図るほか、女性の力を一層活用する必要がある。

加えて、県民の信頼と協力を得るため、職員が高い士気と厳正な規律を保持し、適正な業務を推進することはもとより、適切に警察安全相談や苦情に対応するとともに、きめ細やかな被害者支援活動に努めるなど、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

施策の目標

- 治安情勢に的確に対応した警察力を充実強化する。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

(1) 警察力の充実強化

ア 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進

県民のための警察活動を積極的に推進できるよう、更なる業務の合理化・効率化等を図る。

また、第一線の職員が、その執行力を最大限に発揮できるよう各種施策を推進する。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

就職説明会、警察学校オープンキャンパス等を開催するとともに、県警ウェブサイトやSNS^(注)を活用して警察官採用案内に係る情報を提供するなど、採用募集活動を積極的に推進し、真に警察官たるにふさわしい資質と熱意を持った優秀な人材の確保を図る。

(注) SNSは、「Social Networking Service」の略



【採用募集ポスター】

ウ 若手警察官の早期戦力化

実戦的総合訓練や技能指導官等のベテラン職員による伝承教養のほか、各部門の若手警察官育成プログラム等により、若手警察官の実務能力の一層の向上を図る。

エ 幹部の指導力・指揮能力の向上

当直指揮訓練等の実戦的な現場対応訓練を継続実施するとともに、教養担当者等、指導者に対する各種研修を通じて幹部としての資質向上を図る。

オ 女性の視点を一層反映させた警察活動の推進

性別を問わない能力・実績に応じた積極的な人材登用や女性職員が更に働きやすい職場づくりを推進するとともに、女性の視点を始めとする様々な視点を警察業務に反映させ、ダイバーシティ（多様性）を受容するという組織全体の意識改革を徹底するなどにより、警察の組織力を質的に強化する。

カ 警察施設の計画的整備

警察力を強化するとともに、来庁者の利便性を図るため、警察署・交番等警察施設を計画的に建て替え、移転、改修等を行う。

キ 車両・装備資機材の着実な整備充実

事件・事故や新たな犯罪等に的確に対応するとともに、警察官の受傷事故防止を図るため、車両及び装備資機材の整備充実を着実に推進する。

ク 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

(7) 堅牢な情報セキュリティの実現に向けた取組強化

新たな情報セキュリティの脅威に関する情報の収集に努め、適切な事前対応を図るとともに、社会情勢の変化にあわせ情報セキュリティポリシーを改正するほか、職員の情報セキュリティ意識の向上に向けた取組を推進する。

(4) 第一線警察の迅速な業務推進に向けた取組の強化

社会情勢の変化に即した情報管理システムの構築・改修等を行い、第一線警察における各種業務の効率化と合理化を推進する。

ケ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、計画的な巡回指導により留置施設の規律を維持するための施策を徹底するとともに、留置施設を使用した実戦的な訓練の実施や全国事例を踏まえた執務資料の発出等により留置業務担当者の指導教養を推進する。

(2) 高い規律と士気を有する職場環境の確立

ア 使命感と誇りを育む職務倫理教養の推進

教養資料「初心不可忘」を活用した教養を継続して行うとともに、警察職員として第一歩を踏み出した時の気持ちを思い起こさせる原点回帰教養を行うなど、職員の心に響く創意工夫を凝らした職務倫理教養を推進する。

イ 力強い警察を実現するための術科^(注)の裾野拡大

現場で活動する全ての警察官が犯罪に毅然と立ち向かい、いかなる事態に対しても怯むことなく的確に対処し得る執行力を身に付けるためには、術科訓練を組織的・計画的に推進し、術科の裾野拡大を図るとともに、人格を磨き、県民に信頼される精強な警察官の育成を図る。

(注)術科とは、点検、礼式、教練、柔道、剣道、逮捕術、拳銃操法、体育及び救急法をいう。

ウ 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進

警察職員の地道に職務に当たる姿や厳しい現場での活動等の広報素材を積極的に提供することにより、県民に警察の真の姿を伝える広報を推進する。

エ 心の健康づくりを始めとする組織的な健康管理対策の推進

職員個々の健康増進を図るため、ストレスチェックによる職員自身の気付きやその原因となる職場環境の評価・改善、大規模災害や事件等に従事する職員が受ける惨事ストレスの防止・軽減等心の健康づくりを推進する。さらに、生活習慣病の予防及び過重労働に伴う健康障害防止等の組織的な健康管理対策を図る。

(3) 県民の立場に立った警察活動の推進

ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談等の推進

(ア) 県民から寄せられる相談に対する適切な対応

警察本部や警察署に設置されている警察安全相談室を中心として、相談者の立場に立った適切な相談業務を推進する。

(イ) 情報公開の推進

警察の施策を表す訓令、通達等をウェブサイト上で公表するとともに、情報公開請求に対しては、条例等に定める情報公開制度を適正に運用する。

イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進

迅速かつ適切な苦情の調査対応を推進し、職務執行における責任の明確化及び苦情を活用した組織的な業務改善を図る。

ウ より地域の実情に即した警察署協議会の開催

地域の実情に即した警察活動を行うためには、地域住民の意見・要望等に対し真摯に対応することが必要であることから、警察署協議会で活発な議論がなされるよう工夫を凝らし、より地域の実情に即した警察署協議会を開催する。

エ きめ細やかな被害者支援活動の推進

第3次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、犯罪被害者等基本法の適正な運用を図るとともに、自治体、民間団体等関係機関と連携した、きめ細やかな被害者支援活動を推進する。

オ 適正な被疑者取調べ監督の推進

実効のある被疑者取調べ状況の確認と職員に対する効果的な指導教養により、適正な被疑者取調べ監督を推進する。

カ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

他の都道府県警察や過去の非違事案の原因・背景を分析するとともに、部門横断的に防止対策を検討するなど、非違事案の未然(再発)防止対策の推進を図る。

第4 警察予算

1 警察費の概要

平成28年度当初予算は、安全で安心して暮らせる石川を実現するため、平成28年の県警察の重点目標である「犯罪の起きにくい社会づくりの推進」など7項目を柱として、治安情勢の更なる改善に向けた取組、警察施設や装備等の充実強化及び交流人口拡大に伴う治安対策の推進のために必要な予算に重点をおいて編成を行った。

なお、本県では、国の大型補正に呼応して平成27年度第1次3月補正予算を編成し、実務上は平成28年度当初予算と合わせた額を「実質当初予算」と呼称して予算が編成され、平成28年度警察費実質当初予算額は24,577,288千円となり、平成27年度実質当初予算額に比べ1.4%の減となっている。

対前年度減額の主な要因は、羽咋警察署庁舎建設事業の終了に伴い施設費が減少したことによるものである。

【警察費の状況等】

(単位：千円・%)

項目別	年度別		平成27年度実質当初予算		増減	
	平成28年度実質当初予算	構成比	予算額	構成比	予算額	率
警察費	24,577,288	100.0	24,915,967	100.0	-338,679	-1.4
人件費・恩給費	20,607,010	83.8	20,560,788	82.5	46,222	0.2
物件費	3,970,278	16.2	4,355,179	17.5	-384,901	-8.8
警察施設費	437,563	1.8	919,353	3.7	-481,790	-52.4
交通安全施設費	657,233	2.7	656,315	2.6	918	0.1
一般物件費	2,875,482	11.7	2,779,511	11.2	95,971	3.5
(参考) 県一般会計予算	590,870,043	—	543,864,300	—	47,005,743	8.6

2 主要事業

(1) 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

北陸新幹線金沢開業後の治安情勢の変化に的確に対応するため、特殊詐欺被害抑止コールセンターを開設するほか、観光地等の主要交差点の交通監視用カメラを更新整備し、各種イベント開催時の交通渋滞対策や駅を起点とした二次交通の定時性確保を図る。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯ボランティア講習会や地域住民への安全情報の提供を継続するほか、精強な地域警察を構築し街頭活動の推進を図るため、通信指令システムの適正な運用維持や、地域警察活動に不可欠な小型警ら車の更新、耐刃防護衣等の受傷事故防止資機材を整備する。

(3) 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進

少年補導員等の活動支援や、非行少年の立ち直りを支援する「農作業体験を通じた居場所づくり」「ボランティアリーダー育成研修会」を引き続き実施し、非行少年を生まない社会づくりを推進する。

(4) 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

殺人・強盗等の重要犯罪、特殊詐欺、住宅対象侵入窃盗等、県民が不安や脅威を感じている犯罪の早期検挙及び事件解決につなげるため、捜査支援資機材を整備する。

また、DNA型鑑定を始めとする各種鑑定機器の適正な運用・維持等により、科学捜査を一層推進するなど、捜査活動基盤の充実を図る。

(5) 交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現

交通事故死者数過去最少を目指し、喫緊の課題である高齢者の交通事故防止対策として、街頭における交通安全指導・保護誘導を通じて行う交通安全教育、体験・実践型の自動車及び自転車運転者に対する安全運転教育を引き続き実施するほか、悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを行うため、レーダースピードメーターやアルコール測定器を計画的に整備する。

また、交通管制システムや信号機等の交通安全施設を重点的・効果的に整備し、通学路や「のと里山海道」等の交通安全対策を推進する。

(6) 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

東日本大震災の経験を踏まえ、救助活動用装備資機材の計画的整備に引き続き取り組み、自然災害等への対処能力の更なる向上など、危機管理体制の充実強化を図る。

(7) 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

治安維持体制の充実強化のため、警察官9人を増員するほか、指導能力向上に資するコーチング研修や術科用具の整備を引き続き実施し、若手警察官の早期戦力化と幹部の指揮能力向上を図る。

また、警察施設の計画的整備を推進するため、老朽化した寺井警察署を移転整備するための設計に着手するほか、小松警察署白江交番と長田駐在所を統合する新交番の設計及び土地造成の着手と津幡警察署宇野気交番の建て替え整備を実施する。

さらに、白山警察署河内駐在所のリノベーションや、運転免許センターの改修を行い、来庁者の利便性の向上と施設の長寿命化を図る。

3 平成28年度実質当初予算 警察本部主要事業の概要

事業名	金額(千円)	説明
1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進		
(1) 社会情勢の変化に対応した各種犯罪の抑止対策と徹底検挙		
・ 新幹線を利用した犯罪の抑止対策の推進	5,975	特殊詐欺被害防止広報の実施
・ 風俗実態の把握と違法営業の厳正な取締等の推進	5,661	○ 特殊詐欺被害防止コールセンターの委託実施など 片町街頭防犯カメラシステムの運用
(2) JR金沢駅周辺、観光地等の交通混雑対策の推進		
・ JR金沢駅、観光地周辺等の交通安全対策の推進	30,614	交通監視用カメラの更新整備
・ 総合的な駐車対策の推進	10,241	放置車両確認事務の委託、同管理システムの運用
2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進		
(1) 安全・安心まちづくりの推進		
・ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充促進	3,366	安全情報の提供、防犯ボランティア講習会の開催など
・ 特殊詐欺被害予防対策の推進	5,975	特殊詐欺被害防止広報の実施(再掲) ○ 特殊詐欺被害防止コールセンターの委託実施など(再掲)
・ 総合的なサイバー犯罪対策の推進	3,291	サイバー犯罪対策技術者の養成、捜査用資機材の整備など
・ 良好な生活環境を守る諸対策の推進	2,231	風俗営業所管理者講習の実施など
(2) 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進		
・ 通信指令機能の強化	255,334	通信指令システム、デジタル無線システムの運用など
・ 警察機動力の確保	56,743	小型警ら車の更新整備、県警ヘリコプターの定期点検・整備など
・ 受傷事故防止資機材の整備	2,923	耐刃防護衣の整備など
・ 街頭活動等の推進	22,752	盗難車両等照会システムの運用など
3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進		
・ 非行少年を生まない社会づくりの推進	5,185	少年補導員等の活動支援、非行少年の立ち直り支援
・ 少年非行防止教室の開催	2,595	ピュアキッズスクール・薬物乱用防止教室の開催
4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙		
(1) 重要犯罪・組織犯罪の徹底検挙		
・ 暴力団排除活動の推進	5,072	暴力団対策責任者講習の実施など
・ 国際犯罪の徹底検挙	6,803	国際捜査官の通訳力向上研修の実施など
(2) 捜査力の強化		
・ 捜査支援機器の整備	37,928	捜査資機材の整備など
・ 科学捜査の積極的な推進	80,169	DNA型鑑定等の鑑定試料分析機器の運用など

事業名	金額(千円)	説明
5 交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現		
(1) 交通事故防止対策等の推進		
・ 交通安全対策の推進	9,572	交通安全教育、高齢運転者対策の推進 ・ 高齢者対象の体験・実践型自動車運転講習の委託実施 ・ 高校生交通安全フォーラムの開催など
・ 重点的な交通指導取締りの推進	17,940	飲酒運転、著しい速度超過など悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進 ・ レーダースピードメーターの整備など
(2) 安全で快適な交通環境の整備		
・ 重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設整備の推進	657,233	交通管制システム、交通信号機、道路標識、道路標示の整備 ・ 交通監視用カメラの更新整備(再掲)
・ 総合的な駐車対策の推進(再掲)	10,241	放置車両確認事務の委託、同管理システムの運用(再掲)
6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進		
・ 災害に係る危機管理体制の充実強化	2,767	災害警備活動用装備資機材の充実 ・ エンジンカッター、非常用食糧の計画配備など
・ 緊急事態対策の推進	4,328	災害対策訓練の実施、ヘリコプター・テレビシステムの運用など
7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進		
(1) 現場執行力・治安維持体制の充実強化		
・ 警察官の増員		④ 警察官の増員9人(増員後定数 1,969人)
・ 若手警察官の早期戦力化、幹部の指揮能力向上	6,599	指導能力向上を図る研修会の実施、術科防具の整備など
・ 装備資機材の着実な整備	678	④ 白バイ隊員用エアバック式プロテクターの整備
(2) 警察活動の拠点となる警察施設の計画的整備		
・ 警察署庁舎建設費	48,273	④ 寺井警察署庁舎の建て替え(設計)(3か年事業の1年目)
・ 交番等建設費	133,332	債務を含め 交番の建設整備 113,468 千円 (うち債務45,000千円)
・ 運転免許センター整備費	184,138	④ 小松警察署白江交番・長田駐在所の統合 (2か年事業の1年目) ④ 津幡警察署宇野気交番の建て替え整備 老朽駐在所リノベーション 19,864 千円 ・ 白山警察署河内駐在所
・ 外壁の改修など		④
(3) 県民の立場に立った警察活動の推進		
・ 警察署協議会運営費	5,622	地域の実情に即した警察署協議会の開催
・ きめ細やかな被害者支援活動の推進	5,591	犯罪被害者の負担軽減及び被害者支援活動の実施、支援